



第472号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16 サンライン第14ビル6階 〒102-0073 TEL 03(5215)1330 FAX 03(5215)1333 (発行所) 東京都東大和市南郷2-17-16 パピルス会館 〒207-0014 TEL 042(566)2950(代) FAX 042(566)2949 (郵便振替)00160-9-77459 「がんばろう、日本！」国民協議会 ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面

Table with 2 columns: Page number and Content. 2面: 「二灯照隅」(地方議員のコラム) 書評 「人口減少時代の都市」「ファシスト的公共性」 4-7面: 田嶋会「ローカルマニフェスト」 廣瀬完哉・法政大学教授 田嶋会「立憲民主党どう育てる」 福山哲郎・参議院議員

対立と分断・諦め感を蔓延させるのか 「有権者の投票や関与によって政治的対立を治める」一歩とするか 自民党総裁選と沖縄県知事選

立憲的独裁への歩みを進めるのか 「議論による統治」を深めるのか

この九月に行われる自民党総裁選と沖縄県知事選挙は、立憲民主主義をどう深めていくかに関わる重要な選挙になるだろう。民主主義イコール多数決、選挙に勝てば何でも好きなようにやれる、という立憲的独裁への歩みを進めるのか、民主主義は討論を通じた合意形成のプロセスであるという「議論による統治」を深めるのか。

なかも大きな問題は、論戦の機会が大幅に減っていることだ。石破氏は、「六年前の選挙に比べ、論戦の回数が減ると、有権者はどうやって判断すればいいのか」「自民党内にもいろんな議論があるのわかってもらいたい。街頭演説では言い放して議論にならず、討論を行うことが国民に対する義務だと述べ、討論会の回数を増やすように求めている。

「民主主義は、真剣な政治討論がなくとも、それにも関わらず、仮に何をなすべきかについて幅広い合意があるならば健全であり得る。仮に合意がなくても、討論の文化があるならば、民主主義は健全であり得る。しかしながら深く厳しい分裂と真の討論が欠如している場合、民主主義は健全性を維持することができない。何故ならばその場合、民主主義は単なる数の専制になるからである」(ロナルド・ドゥオーキン「民主主義は可能か——新しい政治討論のための原則について」 信山社)。

地方の党員票が、自民党総裁選の結果だけでなく今後の方向を左右するといわれている。地方議員や支部が、上意下達や付度、同調圧力で動く党員・議員なのか、あるいは議論の作法——何をなすべきかの合意がなくとも討論の文化はある——で動く党員・議員なのか。党籍のないわれわれは自民党総裁選に一票を

投じることが出来ないが、こうした観点から観察してみようではないか。 こうした観点は、来年の統一地方選にもつながっていく。選挙を白紙委任(期限付き独裁)にしない、「お任せから約束へ」↓約束を実行する責任を問う・検証するというマニフェスト選挙は、首長選挙では一定程度定着してきた(さらに拡大・定着させることは必要)。新たな課題は、議会を「住民自治の根幹としての議会」として動かすことだ。とくに「地方制度改革」として、町村議会のあり方、研報告や議選監査委員の選択制など、議会の機能や権能を縮小する方向が見え隠れしているなか、「住民自治の根幹としての議会」という軸から進むべき方向性をとらえ、地方自治、住民自治の領域から立憲民主主義を深める一歩を蓄積していくことが重要になるだろう。そのため議員・議会マニフェストとは、という問題設定に挑戦したい(本号 廣瀬・法政大学教授の「困む会」参照)。

対立と分断をさらに深めるのか 自己決定権 自治を確立する一歩か

翁長氏の死去に伴って、沖縄県知事選挙が自民党総裁選挙と前後して行われることになった。前回の知事選では自主投票だった公明党が、自民党とともに佐喜真・宮野湾市長を支援し、翁長氏を支援したオール沖縄が

ら玉城デニー氏(自由党国対委員長)が立候補する。知事選では辺野古新基地建設が大きな争点となるが、この知事選は国政の対立構図に収まるものではないし、そこに従属させるべきではない。

沖縄の民意は一貫して新基地建設に反対してきた。しかし2013年「県外移設」を公約した仲井眞知事が東京で、支援策と引き換えに新基地建設を容認、同じく「県外移設」を公約した県選出の自民党議員が、党本部で新基地建設容認の会見に並ばされた光景は、沖縄の民意が本土政権に潰されたことを象徴するものとして受けとめられた。保守政治家として大田革新県政と鋭く対立し、仲井眞知事の選対本部長を務めた翁長氏が、保革を越えたオール沖縄として立つのはここからだ。

選挙がこうした分断や対立をさらに深めることになるのか、それとも「有権者の投票や関与によって政治的対立を治める」方向への一歩となりうるのか。中央とのパイプによってではなく、自分たちの手で未来を作ることが共通の基盤とすることが出来るなら、「合意がなくとも討論の文化がある」ステージに向かうことができるのではないのか。

8月29日沖縄県連を立ち上げた立憲民主党は、枝野代表が会見で次のように述べた。「米軍基地が集中していることによる(米軍兵士による犯罪、米軍機の事故など)沖縄県民の忍耐はもはや限界に達しており、国の安全保障の名のもとに日本国民が沖縄県民に大きな負担を押し付けているという非難を免れることはできません。沖縄県民の怒りは数々の選挙結果にも現れています。沖縄の分断と対立を生む新たな基地の建設をこれ以上強行し続けることは、あまりにも無理がある状況と判断せざるを得ません。」

辺野古新基地建設については、安全保障政策の観点からも検討されなければならないし、民主党政権も含めた決定過程の検証も不可欠だろう。だがまず分断と対立をこれ以上深めないことが基本になるということだろう。

一灯照隅 第一五七回

公文書改ざん問題と市民自治シンポジウム

あなたも隠ぺい体質？無責任？ 悪い習慣を市民自治で打開！

6月24日、越谷市中央市民会館で、「公文書改ざんと市民自治」をテーマにシンポジウムを開催しました。主催は「がんばろう越谷」。

私は主催者及びパネリストとして参加しました。副題は「あなたも隠ぺい体質？無責任？悪い習慣を市民自治で打開！」で、市民の中の悪しき体質の検証や改善をテーマに、私たちの行動心理を見直す公共空間になるように心掛けました。

このシンポジウムでは廣瀬克哉教授（法政大学）の講演の後、これを受けてパネルディスカッションを行いました。パネリストは、埼玉政経セミナー（市民と超党派議員で構成された団体）で、統一ローカルニフェストを掲げ、毎年点検・検証を行っている事が評価され、第9回・11回ニフェスト大賞優秀賞受賞（代表の辻浩司・越谷市議会議員、市民団体フラット（超党派議員との多種多様な市政報告会が評価され、第12回ニフェスト大賞優秀賞受賞）の広報担当の私で、白川秀嗣・越谷市議がコーディネーターしました。小規模でしたが、3時間にわたる内容の濃いものでした。

なぜこのシンポジウムを開催したのか。この地域は自治意識が薄く、自律性が低い地域性だからこそ、財務省の公文書改ざん問題、日本大学アメフト部の隠ぺい体質、日産自動車やスバルの無資格検査などの政治、企業、学校、スポーツ団体の悪いニュースが他人事ではなく、私

たち自身の中にも潜んでいる構造的な問題や体質にあると感じたからです。

越谷市は、東京都心まで電車で30分圏内の典型的なベッドタウン、人口は34万人で、生産年齢人口は減少していますが、いまだに人口増加中のまちです。ショッピングモールのイオンレクタウンが有名で、続々とニュータウンが建設されていますが、地域との連携はあまりありません。

市民活動は結構盛んで、市内でも2000団体以上が活動。イベントやお祭りも中心市街地活性化の名目で数々行われ、一見賑やかなまちですが、自治会の加入率は7年前に70%を切っており、地域のつながりが薄れつつあるまじです。

まず廣瀬先生から、公文書改ざん問題に関して、公文書が存在することの効果として、市民への透明化と、職員を不当な権力行使から守る効果や、従来型の議員の仕事のやり方（口利きのようなもの）を封じ込める効果があるとして、例として三重県の北川知事の最初の取り組みが紹介されました。そして今回の事件の深刻さとして、このような改ざんが許容されるなら、公文書が確保される保証が失われてしまう事と、現状の書き換え可能なシステムについても問題提起がありました。最後に、この問題をそれほど深刻にとらえていない人が多い社会や政治文化をどのように変えて行くのか、市民の取り組みが重要との

岡田英夫（公員・農業）提起こそが今回の肝だと、共感を覚えました。

続くパネルディスカッションでは、越谷市議会の議会運営委員会で起こった、手続きプロセスを守らない議員の気質、ニフェストを守る・守らせようとするごとの市民及び議員の意識の希薄さ、行政の自治基本条例への認識不足等、公文書改ざんに通じる同様の問題だと提起があり、より具体的な話に移りました。

私からは「このような問題は体質化されている、たとえは議員は選挙の前にはパットとしたことを言わなくてはいけないため、守れるかどうかもわからないことをマニフェストに掲げる事が多い。一見しょうがないようにも感じるのだが、それが市民にとっても当たり前のようになっていることが問題だ。そして、議員が市民の検証に耐えるようになっておらず、ごまかすことも常態化している。また国会でも悪いことをやっているのでは、会社や社会で悪くすることをしても、問題はな

いと思ってしまうようになる。それは珍しいことではない。たとえ市民同士の事であっても『それはちょっとダメだ』と言えるような小さな正義感なくして、前に進むことはないと話しました。

辻議員からは「私たちはマニフェストの点検・検証を毎年行っている。当選したら終わりではなく、当選した後にもどうにか重要だからだ」と

と発言がありました。

この二つの意見を受けて参加者からは、文書管理システムの信頼性や安全性に対する疑問の声、メディアや学者のどこに誰に問題があるのか、キッチリ追及していくべきだという、システムの問題や犯人探しに執着する意見が出ました。

もちろんそれも重要な事ではあるのですが、今回議論すべき根幹からは乖離していました。特に印象的だったのは、「だれの中にも問題が潜んでいる的な話の意味がない」という意見で、なぜこのような事が起こるのかという構造的な問題には触れないで、自身の思考の問題点には蓋をする傾向がハッキリとみと取れました。

しかし、「自分の無責任さを守るために改ざんに走らせる気持ちだが、自身の活動からもよみわかる」という別の参加者からの意見を皮切りに、空気を変化させていきました。

廣瀬先生から「政治的なつじつま合わせのために改ざんされるという、常識的に起こりえないと思っていたことが明るみに出たことが衝撃。不起訴になったから許されたというような判断は、絶対してはいけない」と

私から「自治基本条例に置き換えても、罰則規定がないから守らなくてはいいのだ、というような考え方を問題視しないことが、今回の件につながる。守らせるという感覚が市民にも欠如しているからこそ、議員も行政も暴走するのであって、まず私たちが考え方を変えなくてはならない」と発言しました。

大きな損失を出したのであれば、リーダーの責任は免れない」と

辻議員「責任は法的責任だけでなく、政治的責任や道徳的責任がある。法的責任をえなければ責任が生じないという考え方が問題で、もっと深めていく必要がある。」

私「自治基本条例があることも、市民がそもそも知らないのが現状であるが、せつかくあるのだから、今あるツールを生かしてチェックをしていく事も私たちの責任の一つだろう。あ

るにもかかわらず使っていないことが、私たちの問題だ」廣瀬先生「罰則規定がないから守らないでは困る。これでは自治基本条例は、たのお飾りになってしまふ。本当におかしいと思ったら、議会は百条委員会を開くことはできる。権限が

行使されれば、市民に根差した権威として確立される」と

最後に白川議員から「法律は社会を運営して行く上での最低のルールに過ぎず、これを守ることは当然としても、法律以上に社会的な規範を作り、運用していくことが主権者としての責任だ。立憲民主主義をより深めて行く公共空間を今後とも、市民自身で作って行きましょ」とのコメントで終了しました。

以上の意見から、村度・習慣・体質といった構造的欠陥が見えてきた気がします。すべての参加者が理解できたとは思っていませんが、体質ですから、頭で考えて何かできるわけではあり

ません。このような公共空間での議論を通じて、体に我慢や納得

得を繰り返して浸透させる以外はないと感じています。

最後に、シンポジウム終了後の懇親会でありますが、これだけの議論をしたにもかかわらず、一切自身の行動や活動に照らし合わせる事ができない市民がいました。

本当にがっかりします。これが現実かと。でも、そんな市民でも会場設営や参加の呼びかけを行っています。つまり少し失礼な言い方ですが、仕事と素質を見極めて一緒に活動していれば、内部的にも外部的にも重要な役割があり、そのような人がそが社会に共感を伝播させることができるのだと思っ

ています。

その一つは、厳しい財政状況です。住宅都市として発展した

我孫子市の歳入の根幹は個人市民税です。人口減少や高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、納税義務者は2010年をピークに減少に転じました。その結果、現在の個人市民税は、2009年のピーク時より約12億円も減少しています。

また、市税のうち個人市民税の次に多い固定資産税は、2002年のピーク時より約5億円減少しています。

歳入が減少する一方で、社会福祉関連経費は増大し、歳出の半分近くを占めるようになってきました。加えて、老朽化した公共施設や道路等のインフラ、ごみ焼却場等のフロント施設の修理費や更新費用が、今後、財政を圧迫すると予測されています。

「見たくない現実」をもう一つ挙げるとすれば、それは空家の増加です。当市の空家は2016年の実態調査で725件。空家率は1.83%（空家等とは空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項による）

高度経済成長期に、市内のあちこちにニュータウンが造られ、当時の動き盛りの世代が一斉に入居しましたが、入居者の高齢化に伴い、施設への入居や子どもとの同居により、空家が目立ち始めています。老朽化した空家の増加は、防災や防犯、まちの景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし始めています。

私は、このような人口減少に伴う「見たくない現実」を見てきました。そして、何とか人口減少を前提とした持続可能なまちづくりができないものか、試行錯誤してきました。そんな私に、この著書は、都市経営とは何かを教えてくれたように思

書評

都市は自ら経営するもの

「人口減少時代の都市」(諸富徹 中公新書)を読んで

内田みえこ(我孫子市議会議員・同人)

私は現在4期目ですが、2011年の3期目の出馬の際、『我孫子市の不都合な真実』の一つとして、人口減少を位置付けました。それ以来、人口減少時代の自治体経営について模索してきました。そんな中で出会ったのが、諸富先生の著書「人口減少時代の都市」(中公新書)でした。

著書の中に、人口減少都市の将来が描かれていますが、先ず、人口減少が既に始まっている我孫子市の状況を紹介したいと思っています。当市では、東日本大震災による液化化被書や原発事故による

被害状況重点調査地域に指定されたことなどにより、従来の予測よりも4年も早く、2011年から人口減少社会に突入しました。当初、人口減少の主な要因は、転出者数が転入者数を上回る社会減でしたが、最近では、死亡者数が出生者数を上回る自然減による構造的な人口減少が始まっています。そして現在では、少子化(2013年の合計特殊出生率1.27)や急速な高齢化(2018年1月1日の高齢化率29.5%)を伴う人口減少社会の真った中にあります。

我孫子市は、右肩上がりの時代に、首都圏のベッドタウンとして住宅開発が進み発展したまちで、市制施行した1970年当時の人口は約5万人。その後、2009年のピーク時には、約13万6千人と3倍近くになりました。しかし、2011年の震災を機に減少に転じ、現在の人口は約13万2千人。ピーク時より約4千人減少しています。

また、2060年の将来展望人口は、社人研推計で約7万8千人。我孫子市の独自推計(自然趨勢)では約6万5千人と、何もしなければ人口が半減すると予測されています。そんな中、人口減少の影響、著者のいう「見たくない現実」に直面し始めています。

2面から続く

また、人口減少は悪いことばかりではなく、「戦後初めて都市における生活の質向上に向けた、空間的余裕が与えられることになる。これは、大きなチャンスと考えることはできないだろうか」と、人口減少に対する発想の転換と、このチャンスを生かすための都市政策や都市経営の在り方を示してくれました。人口減少時代の水先案内人でも言える著書ではないでしょうか。

著書の中で、私が最も注目し再認識させられた点は、『都市は自ら経営するもの』という視点です。

2000年に地方分権一括法が施行され、地方自治体は、政策面でも財政面でも自立した地方政府として、国と対等・平等の関係になったはずですが、しかし、未だに多くの自治体が、国依存から抜け出していないのが現状ではないでしょうか。

一方、国は、地方創生の取り組みに見られるように、国が認めなければ財源をつけないなど、中央集権化を強めているように思えます。

そんな現状に照らして、著書の中で紹介されている戦前・戦後の都市経営の思想や手法は、過去の事であるにも関わらず、また時代背景は異なるものの、新鮮に感じられるのは何故なのでしょう。それはたぶん、それぞれの都市経営に共通する強い「都市の自立」「都市の自治」意識であり、そのために「都市は自ら経営するもの」という視点があるからではないでしょうか。

この著書は、これからの本格的な人口減少時代の都市経営の在り方を、歴史から学ぶ機会を与えてくれました。特に、「戦前期の日本で、『都市社会主義

的』な理論と実践を、もっとも首尾一貫した形で体現した人物」と紹介されている第七代大阪市長、関一の都市経営は、非常に興味深いものです。

水道事業や電気軌道・電気供給事業などの都市インフラを、市有化・市営事業化して「料金収入」という形で増収を図り、それを財源として保育や教育、土木、社会政策など、非収益的で公益的な事業への投資を行い、市民生活の基礎的条件を改善する。「料金収入」は自治体の独自財源であり、中央政府の差配を受けない都市の自治を支える財源であるとの関一の考えや実践は、この著書の「成熟型都市経営」への戦略にも通じるものであります。

著者は、成熟型都市経営においては、地域で生み出された所得が地域で再投資され、それがまた新たな所得と雇用を生み出す「地域経済循環」の促進を、持続可能な地域発展の根本に捉えるべきだとし、エネルギーの事例を紹介しています。

それが、自治体が出資するドイツの公益的事業体「シュタットベルケ」（都市公社）です。

私は、以前から地球温暖化対策として自然エネルギーの推進に取り組んできましたが、震災後は安全・安心な自然エネルギーを市民の手で創ろうと、市民と共に「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」を設立し、地球温暖化対策としてだけでなく、まちづくりとして、「人・金」が地域でまわる地産地消の太陽光発電事業を目指してきました。

当会では、自然エネルギー導入の可能性に関する調査・研究、自然エネルギーの事業化に関する検討、自然エネルギーをすすめる環境教育、広報事業を行ってきました。我孫子市も会員として太陽光発電施設を設置する

ための場所の提供と、当面は事務局を担って来ています。

しかし、この会は事業主体になれないことから、会の有志で一般社団法人「我孫子自然エネルギー」を設立し、昨年、「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」が企画・立案した太陽光発電事業の事業者公募に手をあげましたが、採択されませんでした。

提案した事業は、市の公共施設の屋根に太陽光発電施設を設置し、そこで発電した電力を市に買取ってもらい、公共施設で使用してもらうというものです。不採択の一番の理由は、精度の高い資金計画を提示できなかったことです。

その原因としては、事業資金として市民からの寄付と無分配出資を計画していましたが、飯田市のように、市が事業期間と同じ期間の定額の買取を決断できず、5年の買取期間終了後の売電収入が確定できなかったためです。

飯田市の市民発電事業が成功した一つのポイントとして、事業期間（二十年）と同じ期間の買取契約を結んだ市の英断があげられています。そこには、サステイナビリティあふれる『環境文化都市』という都市政策を基本構想に位置付け、その実現を目指す首長はじめ行政の強い意志と、市民の自治力の蓄積があったからだと思います。

私たちの取り組みは道半ばですが、様々な困難に直面する中で、市民の自治力の高まりを実感しています。

しかし残念ながら、市側にはエネルギー事業を自治体の政策の一つにするという意志はありません。

一方、シュタットベルケの取り組みは、人口減少時代の「成熟型都市経営」への戦略の一つとして紹介され、人口減少時代

には、「地域を豊かにするための資金は、自分で稼がねばならない」という考えの具体策として紹介されています。

これまで多くの自治体は、行政改革により、公社や第3セクターを廃止してきました。

そんな中、市民生活にとってなくてはならない電力を、自治体の出資した公益事業体で賄い、その収益によって、他の公益事業の赤字を相殺し、地域を豊かにするための資金を生み出す。まさに、関一の都市経営に通じるものであります。

著者は、「シュタットベルケの創出は、地域経済の循環を創設する試みの一環として位置付けることができる。ガソリンなど化石燃料への支払い、あるいは電気・ガス料金の支払い、こうした形で地域から年間数十億円もの所得が域外に流出している。ドイツのシュタットベルケがやっていることは、エネルギー生産を域外から地域に切り替えることで、こうした所得の域外流出を止め、その実質所得を引き上げる試みだと言え。この考え方は、エネルギーだけでなく…（一部省略）あらゆる産業領域に適用可能だ。ドイツでは、こうした地域経済循環を高めるための自治体産業政策が、意識的に追求されている」と記しているが、このような考えこそが、人口減少時代の持続可能な地方創生に繋がるものだと思います。

ちなみに知人の試算によると、我孫子市の全世帯で支払っている電気料金は、年間72.27億円とのこと。このお金を地域外に流出させず地域内で循環させれば、地域が豊かになることは明らかです。

数年前、我孫子市では、歳入増と雇用の創出を目的に、これまで手掛けてこなかった20世紀型の企業立地に取り組みを行うとして、土地利用の見直しを行

ました。首都圏では稀有な自然環境を持った住宅都市の質が低下するのではないかと懸念しています。

歳入が減少し、厳しい財政状況の中、税収の増加策は非常に重要な課題ですが、地域の特性や時代背景を考慮しない政策は、これまで積み上げてきた市の魅力を潰しかねません。

そんな中、「シュタットベルケをつくる」の呼びかけは大変、魅力的です。ただ、その呼びかけに答えるためには、人口減少の「見たくない現実」に市民も議員も首長もしっかりと向き合い、人口減少時代を乗り越える術を学び、実践していくことが重要だと思います。それは、まさに住民自

書評

生活者の責任から問い直す「ファシスト的公共性」(佐藤卓己著 岩波書店) を読んで

白川秀嗣(越谷市議会議員・同人)

民主主義の題目はファシズムの歯止めにならないばかりか、ファシスト的公共性にも適合する

タイトルの「ファシスト的公共性」との表現に大きな違和感を持つ。この本を読み始めた。これまででない刺激的な文章や言葉の一つ一つを理解しながら読み進むには、多くの時間と努力が必要とされたが、読了して

もなお認識出来ないことが山積しているように思える。そのため、印象を強く受けた表現を提示することを基本に、感想とさせていた。まず私の理解では、ファシズムとは国家総動員体制であり、民主主義を利用しながら民主主義を破壊していく思想であり、

治の涵養に繋がる試みとなるでしょう。

「人口減少時代の都市」という著書は、確実にやっている本格的な人口減少時代を、発想の転換によってチャンスと捉え、そのための「成熟型都市経営」への様々な戦略を示してくれています。

都市のコンパクト化、既存のストックの有効活用と所有と利用の分離、自然資本への投資、人的資本と社会関係資本への投資、「成熟型都市」へ向けて何に投資すべきか等、著書の各項目に書かれていることは、人口減少時代を乗り越え、新しい社会を築いていくための方向性や具体策を提示してくれています。

最後に、私にとってこの著書の特筆すべき点は、繰り返しになりますが、『都市は自ら経営するもの』という視点を再認識させてくれたことです。特に、国に依然したくても依存できない人口減少時代においては、将来に向けた投資費用を捻出し、人々の福祉水準を高めるための政策経費を賄うためにも、都市は一つの経営体として、『稼ぐ』ことにもっと力を注ぐ必要があることを教えられたことです。

以前、ある市民から、「我孫子ではこれから何で食べていくの」と、問われたことがあります。そのヒントを得たように思います。

そこに「公共性」などは論外の概念だと思っていた。それは、一部政治家と資本家と軍部が癒着し、全ての国民に絶対服従を強制し、言論を統制していく体制をイメージするからだ。このような一面的な印象を、著者は厳しく批判している。

序章で、著者はこの違和感に対して「ポピュリスト的公共性かファシスト的公共性か」で、だが、『ファシスト』ではそうはいかない。『戦後民主主義』的思考においてファシストは絶対悪と決まっており「良いファシスト」など想定外だろう。ファシスト的公共性論はそうした歴史の負荷を自覚的に担った上での議論である」と、指摘する。そして「敢えて『ファシスト

的』に固執する第一の理由は、『方法としてのファシズム』の可能性である。(中略)『言論の不自由』は特殊かつ例外的な状況なのだろうか」と問い、「公共性(輿論)世論を生み出す社会関係)の可能性はファシズムにおいてこそ十分な思考実験ができるのではないか。敢えて『ファシスト的公共性』という議論を展開する所以である」としている。

さらに「見かけだけは美しい装いを凝らし、身のこなしが巧みで、ピロッドの手袋をはめた」超モダンで多文化的なファシズムは現実のものになっていないだろうか。ファシズムと言えは、褐色の制服を身に纏いシンボルを染め抜いた旗を掲げた

隊列の行進を思い浮かべる限り、また赤黒々なテロルやガス殺人のみを想定している限り、新たなファシズムの正体は見抜けないかもしれないと指摘し、「大衆運動であるファシズムは反民主主義であったことはいし、今後もないであろう。ファシズムを言葉通りに『国民社会主義』と理解するならば、それを支持する人々は現在も多いのではあるまいか。財産と教養によって実質的に差別される『市民社会』よりも、人種と言語において平等な国民のみが福祉の恩恵を享受する『国民国家』の方を選ぶ人々はいないだろう。」(「日本再生」470号で、佐藤先生は「そもそも、日本で市民の公共性と訳されているものは、ブルジョア的公共性です。これは財産と教養を入場条件とした、つまり格差を前提にした公共性なのです。格差のある公共性を市民的公共性、格差のない公共性をファシスト的公共性と定義したとして、どちらを選びますか。多くの人がファシスト的公共性の方を選ぶのではないか。その危険性を忘れてはいけません」と述べている。)

そして「ファシスト的公共性」を以下のように説明している。「19世紀の民主主義は、『財産と教養』を入場条件とした市民的公共圏の中で営まれると考えられていた。一方、20世紀は普通選挙権の平等に基礎を置く大衆民主主義の時代である。そこからファシズムが生まれた。そこからは強調されねばならない。事実は強調されねばならない。理性的対話による合意という市民的公共性を建てる前とする議会制民主主義のみが民主主義ではない。ヒトラー支持者には彼らなりの民主主義があったのである。ナチ党の街頭行進や集会、ラジオや国民投票は大衆に政治的公共圏への参加の感覚を与えた。この感覚こそがそのときどき

3面から続く

きの民主主義理解であった。何を決めたかよりも決定プロセスに参加したと感じる度合いがこの民主主義にとっては決定的に重要であった。ワイマール体制(利益集団型民主主義)に対して国民革命(参加型民主主義)が提示されたのである。ヒトラーは大量に『黙れ』といったのではなく『叫べ』といったのである。民主的参加の活性化は集団アイデンティティに依存しており、『民族共同体』とも親和的である。つまり民主主義は強制的同質化とも結託できたし、その結果として大衆社会の平準化が達成された。こうした政治参加の儀礼と空間を『ファシストの公共性』と呼ぶという。民主主義の題目は『ファシズムの歯止めとほならないばかりか、非国民(外国人)に不寛容なファシストの公共性にも適合する』

多数のドイツ国民は、ファシズム体験を『正常』と受け止めていた

さらに『ファシストの公共性』について、第一章『ファシストの公共性―非自由主義モデルの系譜』に以下のような記述がある。 「これ以降、1980年代からのナチズム研究が明らかにした『ファシズムの経験』は、次のように要約できよう。圧倒的多数のドイツ国民にとって、第二次世界大戦前のナチズム体験を特徴づけるのは、決して政治的テロル、ましてホロコーストではなかった。それは恐慌期の失業者を激減させたヒトラーの経済的成功であり、それに続いた外交的勝利であり、意識の上では『民族共同体』が現実のものになっていく過程であり、まさに『正常』として記憶される時代であった。このことを考

慮に入れなければ、敗戦まで続いたナチズムの心理的統合力の強さを説明することは困難となる」 また「ハーバースマスが峻別する市民的公共性と代表具現的公共性も、自主性あるいは民主制という意味ではその差異をあまり強調すべきではない」としてアメリカ人記者ミルトン・マイヤー著「彼らは自由だと思っていた」を引用して、以下のように記述している。 「外部からの攻撃や内部からの転覆によってではなく、ナチズムは歓呼の声に迎えられて登場してきたのである。ナチズムこそ、大半のドイツ人の望んだものであったし、現実と幻想が結合した圧力のもとで、彼らが望むようになっていったのがナチズムであった。彼らはナチズムを望みナチズムを手に入れ、ナチズムを好んだのである。」

それは心理的に反ナチだった財産と教養を持つドイツ国民にとってさえないとはまる。マイヤーは、戦中にユダヤ人隠匿罪で投獄された一女性の『証言』をこう書き留めている。 「1938年にシュツットガルトでナチ党の祭典があった時、私は街頭に立っていました。その時私は、これで長い絶望と幻滅の時代は終わった、よき生活への新しい希望と新しい信念が生まれたのだという熱狂から、その場にしゃがみこんでしまつたのでした」

生活者の責任から問い直す

そして『ファシストの公共性』の問題設定は、こうした普通の人々の同調行動を国家権力、ナチ党宣伝、文化産業に責任転嫁するのではなく、ヒトラーを信任した生活者の責任から問い直す糸口になろう。ちなみに、マイヤーは右の引用の直後に彼らドイツ国民はマッカーシー時代

のアメリカ国民と変わらないと書いていた。もちろん、第三帝国を盟邦と呼んだ日本国民にとっても切実な問題である」としている。 「ヒトラーを信任した生活者の責任から問い直す」ことは、今日、市民が日常生活の中で会社や地域や団体等の決定の仕方や合意形成のあり方、またコミュニティにおける役割などで習慣化された日々の思考を問い直す連続的作業を伴うことが不可欠だろう。 しかし、新たな格差と貧困がさらに拡大していく右肩下りの社会状況の中では、誰かに決めて欲しい、早く決めないと実行が出来ない、福祉サービスを受けたいならまず自己責任を果たせ等、思考停止状態から抜け出せない市民が多数存在する。 「民主主義を単なる政治のやり方だと思つのはまちがいである。すべての人間を個人として尊敬な価値を持つものとして取り扱おうとする心、それが民主主義の根本精神である」(『日本再生』471号一面タイトル)との指摘を、正面から受け止めなければならぬ。

書は地方議会改革の名のもとに、地方分権に逆行するどころか、自治そのものを破壊しかねない内容となっている。報告書が地方制度調査会に答申され、近い将来に法律として成立する可能性も低くない状態にある。 このように行政権力が肥大化し(議論による統治)がやせ細り、関係当事者の意見を排除しながら、「ひっそり」と一部の専門家集団によって中央集権的な仕組みを策定して行く手法が、ここ数年際だって来ている。まさにファシズムの誘惑の入り口であり、けん引役を果たすことになっている。

最後のあとがき「正直な「公共性」研究者の回顧の中で、著者は「おそらく、研究者のみならずプロパガンディストにとっても座右の銘とすべきは、『正直は最善の策』である」と結んでいる。日常の生活空間のなかでも「小さな正義感」「小さな正直さ」が問われていると言え

来年4月には統一地方選挙が実施されるが、立憲民主主義を議会は勿論、地域を始め生活の領域の全てにおいて、どのような実践が問われている。

毎日新聞2018年5月19日号で保阪正康氏は、「ファシズムは『歩いてこなご』か」といつて走っているわけではない。デモクラシーの背中に張り付いていて、デモクラシーが息切れしてくると、さびげなく前に出て、それからゆっくると歩きます」と記述している。そのファシズムの呼び役になりそうな事態が、森友・加計問題を始め頻発している。 たとえば総務省が設置した「町村議会のあり方に関する研究会」が2018年3月に「報告書」を取りまとめた。しかしこの研究会では総務省と一部の学者のみの議論で、三議長会など肝心の当事者を排除して報告書が作成された。そのため報告

□第192回 東京・戸田代表を囲む会□

立憲民主主義を深める ローカルマニフェストへ 2019年統一地方選にどう臨むか

ゲストスピーカー 廣瀬克哉・法政大学教授

マニフェスト選挙

民主主義を実体化する選挙の条件

今日は、立憲民主主義の観点から来年の統一地方選のローカルマニフェストをどう考えるかという、かなり難しいお題をいただいています。

マニフェストという言葉は、もう色あせて聞こえるようになってしまいました。自治体の首長選挙においては一定程度、定着していると思います。選挙で「選ばれた」ということは、約束したことを実現するための政治的責任を負うこととを述べて、選ばれた後は「自分が選ばれたのだから、やりたいようにやる」ということではダメだと、一定程度の首長はマニフェスト型の選挙を普通に行うようになりました。マニフェスト元年と言われたのは2013年の統一自治体選挙ですが、それから十五年ほど経つ来年、2019年の統一自治体選挙を迎えようとしているわけです。

2013年の時は、まだムードのような側面がありました。ただし、「議員のマニフェストはそもそも可能か」とか、「可能だとすれば、どうすれば実効性のあるものになるか」という、かなり真剣な議論もありました。

どんなにいいことを言っても、議員一人ではそれを実現することはできません。議場で発言はできますが、実現のためには議会での多数派形成が必要になります。そこへつなげていくために、選挙の時の公約をどんな単位で出すのか。共通した公約を掲げた集団―通常は党派ですが―という単位で、掲げた約束を実現できたかどうかチェックして、その上での選挙に臨む。そういうことをやっているところはおそらく全国でごく少数だろうと思います。

マニフェスト大賞という賞があります。元々は首長と議会、二つのマニフェストのサイクルをどう確立していくか、という目的意識を持って設定されたと思えます。首長マニフェストは一定の品質で、いろいろな首長が受賞するようになりましたが、議会でノミネートされるころは、ほとんど「固定」している印象で、残念ながら広がりがありません。

ここでもう一度、候補者が責任ある約束を掲げ、有権者の選択に対する政治責任がどう果たされるのか、ということがちゃんと回る仕組みを、特に議員選挙においてどうすれば確立できるか、改めて問わなくてはならない。そういう問題意識を持っています。

「具体的に検証可能な責任ある公約」をマニフェストと言っていたわけですが、その上で、「当選したら、それを実行するための体制をとるべき」、そして「任期中も進捗管理をしながら、実現に向けて努力をしろ」と。「そういうサイクルを回していくエンジンとして選挙がある」ということを目指したわけです。

そう考えると、「具体的に検証できる」というのは必須条件です。「暮らしやすい、緑豊かで、安心できるまちを作ります」という公約ではなく、「具体的にどこからどう始めます」とか、「どういう具体策を通して、そこに近づいていくのか」ということがないと、検証できません。選挙で選ばれた人の政治責任の果たし方を検証する、そういう役目を果たさければ、公約の意味がないだろうというわけです。

年次計画や数字の裏づけは 首長マニフェストにはある程度適合するが

4面から続く

数値目標とか、「一年目に〇〇をやり
ます、二年目に〇〇をやります」という
いわゆる工程表については、ローカルマ
ニフェスト運動初期の段階で、過剰にそ
の形式で議論されすぎたかなと、振り
返って思っています。

執行権全体を統括する首長の選挙にお
いては、このスタイルはかなり適合する
と思います。

住民福祉に資することであれば、法律
違反でなければ何をやるでもいいとい
うのが、日本の自治体の行政権で、これは
世界で一番幅広い自治体の権限設定と
言っていると思います。「福祉国家の最
低限の責任を果たすのは国だが、この事
務は国が直接やるより自治体が行った方
がいいから、自治体にはこの部分の窓口
業務だけはやってもらいます」というよ
うな役割分担が、国際的にみると多いの
です。

一方、日本では自治体には非常に幅広
い権限が設定されています。たとえば公
的介護保険について、基礎自治体には「や
らない」という選択はもちろんありませ
ん。また公的介護保険事業計画を立て、
その計画に基づいて予算推計をするのは
法律で設定された枠組みです。ただ自治
体独自の付加的なサービス（介護保険の
枠外）とか、あるいは介護保険料も法律

の標準以上にきめ細かく段階を分けて調
整をするとか、そういうことは自治体の
裁量でできます。

つまり国が設定した介護保険の仕組み
によってリスクはシェアされる一方で、
いろいろな形で自治体独自の政策を埋め
込むことができる。それによって、負担
と受けられるサービスの関係性にも、独
自の裁量の幅が設けられているわけで
す。どのようなサービスを誰に対してど
う供給するかは、計画を通してコント
ロールされますから、たとえば公的介護
保険事業計画を議会の議決事件として条
例で定めれば、介護保険の詳細設計も議
会の意思決定の下でコントロールするこ
とができます。（本来は、議決にするのが
望ましいと思います。）

たとえば統一地方選挙なら、首長は
春に着任することになります。そこで
待っているのは前任者が決めた予算
で、これを補正するにしても限界があり
ます。二年度目の予算については、着任
直後の夏くらいから各部署の予算要求が
始まります。多くの場合、前任者の時に
決められた総合計画が実施されています
から、その枠組みを前提として予算要求
が出てくる、それを査定するという形で
翌年度予算を決めます。三年目くらいに
ようやく、必要なら計画の見直しなども

行った上で、かなり自分のコントロール
で予算を組んで事業ができます。

こういふふうに戻っていくので、たと
えば初年度は予算でのコントロールが必
要なものについてはなかなかできないけ
れど、文書管理上の規則を変えたりする
ことはできます。かつて鳥取県知事に着
任した片山善博さんは、情報公開の決定
に際して、全部開示の場合は知事決済は
いらない、一部開示（一部または全部不
開示）にする時は、全て知事の決済を仰
げと決裁権限を見直しました。決裁権限
の見直しなら、知事の裁量で即座にでき
るわけです。北川正恭さんは三重県知事
に就任してすぐ、県議会議員が県庁の職
員と接触した場合、職員は文書に起こし
て公文書として登録しなさい、という文
書管理規定の見直しをやりました。

どちらか実情報は情報公開に関わることで
す。北川知事は、口利きをやりたくくし
たわけですね。県議会議員が行政にあれ
これ「相談」に来ると、全部記録に残って
情報公開の対象になるわけですから。露
骨に言うのではなく付度を期待する場合
でも、それが公文書になるということ自
体、大きな抑止力になります。

鳥取県の場合は県職員が開示にする
と、知事が「なぜ不開示なんだ」、「なぜ
これが見せられないんだ」、「見せられな
い範囲は、ここまで限定できるんじゃない
か」と言いますから、最大限公開する
方向で裁量を働かせるように、職員の仕
事を方向付けたわけです。

よくわかっていない人が首長マニフェ
ストを書けば、「すぐにやります」というこ
とも、こういう形で見直せることを書ける。
補正予算でできることなら、一年以内に
手を付けましょう。本格的な予算措置が
必要なことは二年目、三年目から、さら
に大きなものについては、一定の年数を
経て検証をしながら、ということになっ
てくる。

いい加減にやっている人は、何でもす
ぐできるかのように言いますが、真面目
に考えれば考えるほど、最初からでき
ること、時間を要すること、二期目にもか
かるようなこと、という見極めができる。
それぐらいはできる人を選べ、という意
識もあって年次計画と数字の裏づけ、で
きれば期待される成果も数字にできるよ
うに、と書いていたわけです。

これは確かに事後的な検証をするため
には必要なのですが、選挙というのは事
前に見極めて、投票する人を決めるわけ
です。しかも行政のプロではない普通の
人が。そう考えると年次計画と数字の裏
づけというのは、ある意味で過剰な要求
だったような気がします。

議員選挙でマニフェストは出せるのか どういふ公約が可能なのか

マニフェスト選挙というのはサッ
チャー引退後、一九九二年のイギリス総
選挙で、保守党、労働党、自由民主党が
それぞれマニフェストを出したあたりが
モデルになっています。

一番長くて数字がいっぱいだったの
は、九二年の保守党マニフェストです。
イギリスのマニフェストはキオスクで売
るんですが、当時イギリスの政治記者は
「いったい誰が読むんだ」と揶揄してい
ました。そのくらいつまらない、行政文
書みたいなマニフェストだったんです。

て支持率は低迷するけれど、面白みのな
い首相が粘り腰で続ける、それにうんざ
りしているところに「刷新」のイメージ
とともに、数値目標がビシッと入ったマ
ニフェストを作った。これで地滑り的大
勝利を獲得する。二〇〇〇年代前半の日
本のマニフェストは、これを目指したわ
けです。

そういうマニフェストを作ろうと思っ
たら何が必要か。一つは、政党のシンク
タンクをフル動員しながら、一年くらい
かけてマニフェストを作るための合意形
成のプロセスを回す。それとともにキャ
ンペーンをどう回して、どこで一番有利
に持って行くかという演出です。実態の
ないキャンペーンではなく、実態を詰め
ていくプロセスで党員参加でマニフェ
ストを作り上げていくプロセスととも
に、これを魅力的に演出することで、わ
ざわざ買おうと思うようなマニフェスト
の冊子が出来上がって来るわけです。

ところが日本の場合、こうした基盤の
ないところにマニフェストを持ち込もう
とした。最も基盤がなかったのはどこか。
一つは政党であり、一つは議員選挙です。
日本の議員選挙は徹底して個人の戦いで
す。かなりの規模のシンクタンクを構
え、全国から代議員を選んで党大会を開
いて、その党大会でマニフェスト作成委
員会を選出してマニフェストを作ってい
く、そういう組織力を持って初めてでき
るイギリスのパーティーマニフェストをイ
メージ的な理想像としながら、一人ひと
りが徒手空拳で挑んだわけです。

それから十五年くらいたっています
が、結果的には無理だったということだ
と思います。それでもわかった人たちが
かつ政党が選挙での公約の単位になっ
ている選挙では、ある程度パーティーマ
ニフェストにはなりました。都道府県議会
や政令市議会の議員選挙では、マニフェ
ストという言葉を使わなくても、検証で
きる公約を責任をもって掲げ、それを四
年間でどこまで実現できたのか、その検
証を踏まえて次の選挙の公約を作るとい
うサイクルを回しているところもありま
す。

たとえば横浜市会自民党は、選挙の時
に議員立法で条例を作るといふことを掲
げ、四年間で十本のうち八本を実現しま
した。二本はこういう事情で遅れていま
すが次の四年間で実現します、というこ
とをやっています。立派なことですが、
ほとんどのところではやられていません。
また多くの政令市では政党化が進んで
いますが、一般の市町村ではほとんど政
党化は進みません。一つの要因は個人名
を書いてももう選挙なので、いくら政党
でキャンペーンを張っても、同じ政党で
は差別化できませんから、自分の名前を
印象付けるようなキャンペーンをやるし
かない。当選後は同じ会派を組むであ
る候補者同士でも、「自分は他の人どう
違う」というアピールをしなければいけ
ない。これではパーティーマニフェストに
なるわけがない。

こうした構造の中で議員選挙でマニ
フェストは出せるのか。これはかつても
問われたし、今も問われていると思いま
す。

議会としてその構成員である議員は、
執行権を持ちません。執行権は、執行機
関に属しています。議会は、その執行機
関が何かをやるための権限を条例によっ
て与える、あるいは予算の議決を通して
お金を使う権限を与えることはできます
が、実際に権限を行使するのは執行機関
です。ですから執行機関にとっては、「〇
〇をやります」ということは自分の権限
内のできる約束です。議会に出来るのは
「執行機関に〇〇をやらせませう」という問
接的なことか、「執行機関の〇〇をチェッ
クします」「あるいは〇〇をやらせませ
ない」ということです。

じつは議会には、「何かをやらせない権
限」はかなり備わっていると言ってい
たいと思います。少なくとも政策的な裁量権
が動くことについては、首長がどんなに
やりたくても、その事業について予算を
全面カットして、その部分を基金に積む
という予算に組み替えてしまえば実行で
きません。つまり議会には、かなり強い
ブレーキを踏む権限があるということだ
です。



廣瀬克哉 (ひろせ かつや)

法政大学教授

1958年生まれ。東京大学大学院博士課程
修了。法学博士。自治体議会改革フォー
ラム呼びかけ人、議員力検定協会共同代
表など。著書多数。

5面から続く
す。その中でどういう公約が可能なのか、
という事です。

議員提案で政策を実現することは、
できなくはありません。たとえば首長に「こ
れこれについて計画を立てた上で、その
計画を責任をもって執行させる」という
枠組み条例を作るとは、比較的難しく
ありません。しかし予算をつけてこれを
やりなさいということは、議会が議決す
る前に首長との調整をつけなさい、首長

議員選挙では「審判としての心構え」を公約に

そこで「審判としての心構え」と書き
ました。議会は審判だけやっていけばい
い、というわけではありませんが、**議会の最も強い権限は審判としての権限**
です。そして審判としての権限をどう使
うかによって、議会活動でできることは
いぶ変わってきます。それを責任をも
って約束することで、「なるほど、議員は
そういう役割を担っているんだな」と
選挙を通して有権者に伝えることができ
るタイミングではないか、ということでも
あります。

住民のために非常に強いブレーキを踏
む権限を与えられている代表機関が、議
会です。首長が当選回数を重ねるうちに
見栄えのする派手な政策をぶち上げたく
なる、ということがしばしばあります。
身の丈に合わないことをやって、自治体
の財政が苦しくなる場合には、ご本人は
もう首長を退いてほしいということも珍
しくありません。

こういうことを先読みして、「今これ
をやってしまったら、四年後、五年後、
このまちの財政はこうなる」と見極めて、
思い切りブレーキを踏む。たとえば言え
ば、自動車教習所で実地教習をやってい
る時に、助手席で補助ブレーキに足をか
けている教官の役割を、議員はできるわ
けです。

いざという時に、そのブレーキを思い
切り踏めるかどうか。よく目をかけて、

の予算調整権を侵害するのではないか
というのが定説になっています。予算調
整権、いわゆる予算編成権は首長の専権
事項であるというのが、日本の地方自治
法の仕組みなのです。

ですから提案権があるとはいえず、議会
にできることはかなり制限されている。
では議会には何ができるのか。それを改
めて考えるタイミングではないかと思っ
ています。

そのブレーキを踏むのか。長期的な財政

見積もりを常に意識しているのか、相対
的な優先順位を意識しているのか、どう
いう観点でその優先順位の判断をするつ
もりなのか。審判として、あるいは助手
席の教官として、どんな時にダメ出しを
するのか。人によってダメ出しのポイン
トが違っていて、いいと思います。

議会の特徴は、教官一人が補助ブレ
ーキをどんなに強く踏んでも、それだけ
車は止まらないということ。たとえ
ば二十人いれば、十人以上が踏んで初め
て止まるという仕組みになっている。そ
して幸いなことに、補助ブレーキを踏む
かどうか話し合う時間の余裕はありま
す。

つまり立候補者の中で、どの人のブ
レーキのかけ方が自分としては大事だ
と思うのか、ということでも有権者は選
べるわけです。そういう手がかりを、これ
までの議員の公約は述べていたでしょ
うか。

アクセル側の公約(〇〇をやりま
す)は多い。それをやるなどは申しませ
ん。防災対策のこういうところがうちの
まちでは欠けていたから、これを強化し
ましようという約束は、もちろん大事で
す。それをやりつつも、でも議員はアク
セルを踏むだけが仕事ではないです。大
議員の立候補者は、預けられた補助ブ
レーキをいつ踏むかについても、併せて

約束をしなきゃ無責任でしょう。

いざとなったら、ブレーキという一番
強い権限を行使しなきゃいけないわけ
です。よかれと思いついて、先を見
通す力のない人、あるいは希望的観測の
人に限って、「こういう魅力的な政策を
ドーンと打てば、人口も増えるし税収も
増える」と議会でも答弁するし、住民に
もそうアピールします。それに冷水を浴
びせる勇気を持った議員がいなかったら、
どうなりますか。

かつての夕張市は、こうやって観光投
資に邁進したわけです。内心不安に思
いつつも、「やる気のある市長にブレーキを
かけてどうするんだ」と市民が言いそ
うな時に、本当にブレーキを踏む勇気を持
てなかったわけですね。

夕張市の財政破綻の反省から自治体財
政健全化の指標が策定され、いわゆるイ
エローカード、レッドカードの二段階で
早期に財政健全化を図る仕組みができた。
今のところ、夕張市以外はこの健全
化指標に引っかかっていません。しか
し自治体財政はそんなに安泰だと思いま
すか。先を見通す意欲のある自治体は、
あんな甘い指標ではダメだと、自分たち
なりにもっと厳しい指標を掲げてチェッ
クしようとしています。たとえば多治見
市の財政健全化のための条例は、そうい
う独自指標を設けています。これは当時
の市長のマニフェストに入っていたわけ
です。

たとえばその指標を維持していくのか、
緩めるのか、あるいは人口減少と超高齢
社会の時代にはこういう観点も加えま
しょう、と提案しながら運営していく覚
悟を持っているのか。こうしたチェッ
クのポイント、目のつけどころについての
約束を、議員の候補者にはしていただき
たい、ということ。これなら議員とし
ての責任ある約束になるからです。

問題は、このような公約は魅力的だろ
うかという懸念が、立候補するみなさん
にはあると思います。これに対してひと
つ、「議会に多くの経費を使う自治体の方
が借金が少ない」ということを、お知ら
せたいと思います。議会の強めれば強

めるほど、自治体財政はよくなるんです。
議会に力を与えたら、「あれをやれ、
これをやれ」というおねだりを認めざる
を得なくなるから財政破綻に向かう、と
いうのがこれまでの一般的なイメージで
したが、むしろ逆だということです。
議会の優遇する、というのはどうい
うことか。定数を確保したり、報酬を確保
している自治体と考えると、標準的な財
政規模に対して議会費をいくら使ってい
るか、ということ。それが計れるので
はないか、という仮説を立てた研究者が
いました。

定数削減、報酬削減、政務活動費なん
かやめてしまえという圧力に屈している
自治体では、標準財政規模に対する議会
費の比率は下がります。そうでないとい
う場合は、標準財政規模に対する議
率の比率は相対的に高くなります。結果、統
計的な事実として、標準財政規模に対す
る議会費の比率が高い議会の方が、標準
財政規模に対する地方債残高が少ないこ
とが分かりました。統計的にいえば、今
どきは**議会の強めれば強めるほど借金が
少なくなる**ということです。

自治体の借金は、ほとんどが臨時財政
対策債(臨財債)というものです。これ
は一般財源(の不足)をまかなうための
借金で、赤字地方債と言っても差し支え
ありません。一応国の約束では、この
償還分は交付税措置とすることになって
いますが、交付税の算定基準は国のコン
トロール下にありますから、交付税のほ
かの部分を削ってそれを回して「措置し
た」ことにすることもできるわけです。

本来、地方交付税で見なければいけな
い地方の一般財源を、交付税だけでは
まかなえないので、足りない分を自治体
が借金してこれ、その償還分は最終的
には将来の交付税で面倒を見るから、と
いう仕組みです。これを目一杯借りるの
か、目一杯までは借りないのか。国から
は、目一杯借りるという方向でのプレッ
シャーがかかっています。

もう一つは大きめの裁量的事業をやる
か、投資的事業をやるか。基本的には
地方債は投資的な事業についてしか発行

できません。赤字だからといって発行で
きるのは、臨財債と退職手当債くらいで
す。赤字地方債を目一杯借りる一方で、
裁量的事業をやって身の丈に合わない
くらい借金をしていくと、標準財政規模
に対する借金の残高は膨らみます。ここ
をケチケチやっていくと、標準財政規模

議員選挙の新しいタイプの公約を

議会の役割の住民への浸透をめざす一歩として

こうした「審判の構え」型の新しいタ
イプの公約について、いくつか問題提起
したいと思います。

「行革」という言葉は少し古びてきた
かもしれませんが、「ムダをなくします」
というのは今も十分魅力的です。来年の
選挙に向けて準備されている方も、当然
そういう要素は加えられると思います。
これはもちろんやっていたきたいので
すが、「何をムダだと思っているか」と
いうことを伴わない限り、実は実体的に
は何も約束していないことになりま
す。

たとえば同じ事業をやるにしても、入
札する事業者間の競争を徹底させること
によってもっと安くします、ということ
が、入札の不調が続発している今の時期
にそれほど効果を上げるでしょうか、
ということもあります。「不要不急の事
務を見直します」とか「優先度が高くな
い事業を見直して縮減します、廃止しま
す」ということもあります。あるいは「こ
れから更新期を迎えていく公の施設など
の思い切った統廃合によって、総面積を
これくらい削減して、結果的に将来世代
が担わなければならない負担を圧縮して
いきます」ということもあっていいでしょ
う。

団塊ジュニアの頃比べて、小学校に
入学して行く子どもの数は半減してい
る、いやもう三分の一だという自治体は、
ざらにあります。統廃合して小学校の数
は二割減しました、という状況で次は
どうするかというときに、考え方はいろ
いろあると思います。小学校区において
小学校という存在は、「コミュニティにお

に対して借金の残高は少なくなっていく。
議会が強いと後者になっていくというの
が、統計が語ってくれている事実です。
つまり統計的な傾向としては今や、議
会を強めることが借金を抑制することに
つながる。時勢になっているということ
です。

ける人のつながりにも関わります。特に
親世代が地域で一定の役割を担う経験
をする、その入門がPTA活動ということ
は、今もそれほど変わっていない。面倒
なこともありますが、そこから地域を知
る効果があることも事実です。
統廃合されて学区が広域になってしま
うと、その単位が変わってしまう。かつて
の学区はそれ自体にコミュニティがあっ
たのが、統廃合したことによって、大き
なコミュニティの周辺の一つになってし
まう。そこでたとえば小学校の統廃合は
必要最小限にする代わり、それ以外の公
の施設は全部小学校に統合しましょう、
というようになり方もあります。

元々小学校だった施設に、いろいろな
公の施設としての役割を担わせることは
まったく問題ないし、いよいよ建て替え
の時期がきたら、最初からそういう時に
使いやすい空間を作ればいい。小学生と
保育園児と高齢者が同じ空間を共有しな
がら、地域で生きていくということを知
る、そういう日常の機会を提供できる
公の施設ができるかもしれない。

このように、いろいろな「ムダの見直し」
がありうるわけです。「この人は小さな節
約を積み上げるタイプの人だ」とか、「こ
の人は優先順位を厳しく見極める人だ」
とか、同じ節約型にしても違う観点があ
る。ですから、「自分はこんな着眼点から
のムダの見直しが得意です」ということ
をアピールしていただきたい。

加えて私としては、「お客様は神様です。
7面へ続く

□第193回 東京・戸田代表を囲む会□

立憲民主党、これからどう育てる

ゲストスピーカー 福山哲郎・参議院議員・立憲民主党幹事長

「立憲民主党は、あなたです」から始まった

立憲民主党の幹事長、福山哲郎です。今日は、立憲民主党の現在とこれからについて、お話しさせていただきます。

立憲民主党は昨年十月二日、枝野さんが一人で立ち上げたところから始まりました。枝野さんはたった一人で会見した後に、有楽町に立ちました。何の動員もなく、ビール瓶の箱を裏返してその上で演説したのですが、ごんごん人が足を止めて、最後はすごい人だかりができて、みんなが握手をするという場面に出くわしました。

じつはそれ以来、枝野代表は街宣車の上で演説しないようになりました。ポトムアップの、そして草の根からの政治を標榜している立憲民主党の代表が、街宣車の上からお話しするような姿勢はよくないと。行く先々でいろんな台を用意してもらって、その小さな台の上で演説するようにになりました。

告示後の十月十四日には東京大作戦と銘打って、吉祥寺と新宿と池袋でやりました。これも、びっくりするほど人が集まってきました。最初の吉祥寺では雨がしとしと降っていて、人が集まるかどうか大変心配でしたが、三十年吉祥寺で選挙をやっている菅直人さんが、「吉祥寺でこんな人が集まったのは、見たことがない」と言われました。

このときの枝野さんの演説を、私は九州の福岡から大分へ移動する車の中、ツイッターで見ました。誰か送ってくれているのかわからないのですが、その映像を送っている人は半分涙声で、「いい演説です、一人でも多く見ていただきたいので送っています」と実況中継してくれていました。それを見た時に、「ちょっと世の中が動いているかもしれない」と思いました。

こうした流れを受けて、「立憲民主党が比例で躍進するかもしれない」という報道が、世論調査に出てきました。とはいえず、

われわれ七十八人の候補者のうち、現職は十五人しかいませんでした。当初はお金もなかった、候補者も誰が来てくれるかわからなかった。ただ十五人の現職だけでも当選できれば、政党交付金も含めてなんとかやっていけると、借金をしてスタートした。そういう状況でした。

途中で「比例で二十いくかもしれない」といわれても、まだまだ枝野さんも僕も信じられませんでした。選挙区の候補者が一人もいないところがいっぱいあるなかで、有権者のみなさんが比例に「立憲民主党」と書いてくれるなどということはない、今までの政治の方程式にはありません。選挙区に候補者を立てたら比例が増える、というのが今までの方程式でしたから。

結党のキーワードと、選挙で示されたことの本質

立憲民主党 結党時のキーワード、「まっとうな政治」「草の根からのポトムアップの政治」「右でも左でもなく前へ」「国民が政治から離れたのではなく、政治が国民から離れた」「永田町の数合わせではなく、自らの政策理念に沿って」というのは、まさに選挙戦のなかで枝野代表が演説で述べていたことです。

たとえば「国民が政治から離れたのではなく、政治が国民から離れた」というフレーズは、途中から出てきたものですが、なぜ出てきたか。

当時は永田町の論議がはびこっていて、希望の党と立憲民主党は「先々どうするんだ」というような報道がいっぱいありました。その時に枝野代表はインタビューで、「希望の党とは、当然国会では連携しなければいけない」と言われました。

え、というのが今までの方程式でしたから。

十月十九日は秋葉原でした。「安倍さんのホームグラウンドで行こう」と言ってセットした秋葉原大作戦は、ザーザー降りの雨の中、びっくりするくらい大変な人だかりでした。「秋葉原でやめようか」と言っていたのですが、「やっぱり最終日もやろう」と決めて、十月十九日から最終日まで二日半しかない中で、新宿大作戦をツイッターで告知しました。新宿バスタ前の最終日も雨でした。この時だけ、私は枝野さんと一緒に参加しました。何と新宿バスタ前は雨の中、八千人とも一万人ともいわれる方が集まってくれました。組織動員はほぼありません。若い人やお年寄り、夫婦や子供連れの人がそれぞれの思いで、おおぜい集まっていたできました。

これが立憲民主党の選挙でした。「この流れを止めちゃいけない」、「われわれは、国民のみなさんに救っていただいたんだ」というところからスタートしたのが、立憲民主党です。

野党ですから、国会での連携は当たり前ですね。でもそれが「国会で」というところを抜き、「希望の党と連携も」という見出しになった。その途端、わが党の電話は抗議で鳴りやみませんでした。ツイッターもフェイスブックも同様です。「立憲を応援しているわれわれの気持ちには、枝野さんが一人立ち上がったその思いに共鳴しているからだ。原発ゼロもポトムアップの政治も、やっとなれわれの声を受け止めてくれる政党ができたと思っていたのに、なぜ選挙を戦っている最中に、希望の党との連携の話を持ち出すんだ」と。

「そうか、有権者の求めていることは違ふんだ」と。国会の中で連携と、文章の中にはちゃんと書いてあるのに、そのことすら受け入れられないという有権者がこんなにも多い。政党が自分勝手に離合集散していることに、それほど国民の不信感が高かったのかと。さらにいえばそれは、政権を持っているにもかかわらず内輪で採っていた民主党のバラバラ感に対する有権者のある種の失望であり、われわれの責任だということも、選挙の最中により鮮明に有権者に教えていただきました。

ですから「国民が政治から離れたのではなく、政治が国民から離れた」というのは、まさに有権者に教えてもらったことです。

「右でも左でもなく前へ」というのは、じつはこれは私のアイデアです。ヨーロッパでは、「右だ左だ」という不毛な論争ではなく、「右でも左でもなく前へ」という標語を使った政党があります。このことを教えて下さった方がいて、「われわれもこれで戦おう」と。これも選挙の直前に出てきた言葉です。

「まっとうな政治」は、まさに安倍政権との対立軸です。去年の総選挙の時は、まさか虚偽答弁をしているとは思っていませんでしたが、森友・加計学園の問題は通常国会から取り上げていました。その森友・加計学園問題にフタをするために選挙をしたんじゃないか、とまで言われたのが去年の総選挙でした。まさにまっとうな政治を国民が求めている」ということを、われわれはキーワードにさせていたのだ。

「永田町の数合わせではなく、自らの政策理念に沿って」ということも、今お話しした通りの流れの中で、今も全くこの気持ちは変わっていません。少し「雑感」めいたお話をさせていただきます。「2015年78」と書きましたが、これは候補者の数です。希望の党さんは二三五人、うちは七十八人にもかかわらず、比例票では希望さんよりも多い一千百万票もいただきました。何を言いたいかというと、うちの候補者がいない府県で、有権者があって比例代表の投票用紙に「立憲」と書いていただいたということなんです。新たな選挙のパラダイムというか、価値観の転換を有権者に教えて

いただいたと思っています。私の地元は京都で、ご案内のように私は前原さんと二人しかいない「まきかけ」の時期から、二十五年一緒にやってまいりました。京都の政界というのは、象徴的に強い政治家がたぐささんらしいです。自民党はあの野中広務先生、総裁をやられた谷垣先生、衆議院議長をやられた伊吹文明先生。

一方で共産党は、市田書記局長、井上参議院議員、そして穀田恵二衆議院議員。地方議員では自民党に次いで第二党が共産党というのが、京都の実態です。そういうなかで、前原さんと私で始めたのが当時のまきかけ、そして民主党のスタートでした。

そしてわれわれの後に当選してきたのが、山井さんや泉さんや北神さんです。その前原さんと私が、今回は袂を分かつことになりました。前原さんたちの選挙を邪魔しちゃいけないということで、私は京都では立憲民主党の比例の車にも乗りません。選挙中に一時間だけ、枝野さんと二人で京都駅前前で雨の中で演説したのが、私の唯一の京都での選挙運動でした。

その京都で去年の衆議院選挙、比例は自民党が一番でしたが、二番目は選挙運動をしなかった立憲民主党が二十万票で野党第一、共産党と希望の党はそれぞれ十五万票でした。有権者に頭が下がる思いではない、としか言葉がありません。有権者がわれわれを救っていただいたんだと、心から思っています。これが「2015年78」の本質だと思っています。そのベースには、「安保法制以後の安倍政権に対する不信・不安・怒り」が非常に大きかったと思います。

二つ目は「SNSの活用」で、われわれの動きがSNSを通じて、本当に多くのおみなさんに伝わったと思います。それから「若者の投票行動」です。若者のなかでは保守支持が強いと言われていますが、できたてはやばやの立憲民主党が若者、無党派では自民党に次いで二番になりました。これは躍進の大きな要



福山哲郎 (ふくやま てつろう)
参議院議員
立憲民主党幹事長

1962年生まれ。京都大学大学院修士課程修了。松下政経塾11期生。1996年参議院初当選(京都選挙区)、4期目。民主党政権で外務副大臣、内閣官房副長官。2017年立憲民主党結党に参画。幹事長。
<http://www.fukuyama.gr.jp/>

8面から続く

因だつたと思います。

それから私も枝野さんにとっても政治活動のなかで初めてですが、高齢者、女性の支持の高い政党になりました。民主党、民進党の時代、本当に女性の支持は弱かったんです。ところが立憲民主党に変わったとたん、高齢者、女性の支持の高い政党になりました。女性の支持が高いというのは非常に大きな要素です。

加えて去年の選挙で本質的に重要なことは、「憲法論議の質的変化・分断」ということです。何を言いたいか。われわれが下野して以降の国政選挙においては安倍さんが圧倒し続けたので、その間の参議院選挙、衆議院選挙の自公の比例票は、野党を足し算した票より多かったです。公明さんが憲法改正に消極的とは言いながら、自公の比例の票が圧倒

立憲民主党のめざす社会・政策 ～多様性、包摂性、持続可能性

「立憲民主党のめざす社会・政策」については、綱領に掲げているものを簡単にまとめました。

「日常の暮らしや働く現場の声に立脚」としては、われわれは草の根地域から、ボトムアップと書いていますが、日常の暮らしがベースですということ。民進党、民主党時代の綱領には「納税者の視点・消費者の視点・労働者の視点・生活者の視点」という四つの視点が掲げられていました。生活者、納税者、労働者、消費者と言っても、ほとんどの有権者は働く現場にいます。そして日常の暮らしがあります。ですから日常の暮らしや働く現場の声に立脚する政党ということを、よりわかりやすくしたつもりです。

もうひとつは「多様性、包摂性、持続可能性」です。これは全てのキーワードだと思えます。多様性はLGBTの問題、差別の問題、ヘイトスピーチの問題。包摂性というのは、社会的に排除されてい

的に多いというのは、憲法改正国民投票の時の大きなメルクマールでした。

しかしながら去年の衆議院選挙での比例の票は、自公より野党の方が少し上回ったんです。公明さんが憲法改正に消極的だということになると、去年の衆議院選挙の比例票の計算でいけば、国民投票で憲法改正はほぼ否決されることになり

ます。今年の通常国会で憲法改正の議論を力づくでやらなかった要因のベースは、こ

うことでは政治の責任は果たせない、ということも含めて、われわれは「多様性、包摂性、持続可能性」をキーワードにしました。

「多様性を認め合い、困ったときに寄り添い、お互いさまに支え合う社会」というのは、われわれの社会像ですが、そのベースにあるのは、自由です。窮屈な世の中、制約される世の中ではない、ヘイトスピーチの対象になって、みんなが萎縮するような世の中ではない、ネット

上での誹謗中傷でいがみ合ったり、萎縮したり、心が病むような世の中ではないということを求めて、「自由で公正・公平な社会」そして「草の根からの経済再

生」ということを掲げています。

こうした観点から、すでにこの国会で「選択的夫婦別姓」「原発ゼロ」「公文書管理、情報公開等の法案を提出しています。」「LGBT差別解消法」は今作っている最中で、「手話言語法」についても法案作業

をしています。憲法については、二〇一五年九月十九日に「民主主義と立憲主義を取り戻す戦いはここから始まります」と演説した立場として言えば、安保法制については違憲であり、反対です。また九条三項で自衛隊を位置づける憲法改正の考え方については、九条のいわゆる不戦の誓いと戦力不保持の九条の一項、二項が空文化する可能性が

あります。また自衛隊を三項に位置付けることによって、逆に自衛隊はどういう範囲で活動し、どういう能力を持ち、どういう機能と責任、機能と役割を持つかが、非常にあいまいになる。自衛隊法での位置付けより憲法での位置付けのほうが明確だなどというのは、まさに本末転倒な話で、「これはダメだ」ということです。

一方で、安倍総理のように解散権を振り回すなどということは、先進民主主義国ではあり得ませんから、総理の解散権の制約を憲法に位置付けてもいいのではないかと、また知る権利について、森友・加計学園の問題も含めて位置付けてもいいのではないかと。

さらに国民投票法は今のままでは、テレビ広告の金額規制がありません。憲法改正に賛成か反対かは別にして、徹底的にお金を使ってテレビやインターネット上でコマercialをしまくったときに、本当に正当に国民投票の判断をしていた

だけなのかということも含めて、国民投票法の再考については、しっかり問題提起していきたく考えています。いわゆる立憲的憲法論議については、われわれは否定はしません。しかし自民

憲法の改正が必要ない議論、法律改正でできる議論だと思います。われわれはもう少し骨太の憲法の議論をしたいということ。ホームページにはわれわれの憲法についての立場を、しっかり書かせて

いただいています。安全保障の外交政策については、枝野

新しい政党のありかたへチャレンジ

草の根からの政治を模索

代表が官房長官、私が官房副長官として

政党としての立憲民主党のあり方や、草の根からの政治については、いろいろチャレンジしているつもりです。

まず「つながる本部」というものを作ります。綱領にも書きました。たとえばLGBT、待機児童、SDGs（持続可能な開発目標：2015年国連で採択された2030年までの国際目標）、あるいは再生可能エネルギー、環境、温暖化、脱原発、農業政策など、日本中であらゆる問題にコミットしているNGOや専門家がいます。その人たちとつながることによ

って、時には立法化したり、時には国会の質疑で問題提起したり、あるいは実際の現場を見て政策に落とし込む。いろいろやれることがありますから、そのことを受け止められるように「つながる本部」を作り

ました。これは将来的には、地方にも広がってきたいと思えます。地方の「つながる本部」で、それぞれ現場でがんばっている方々の問題提起や政策課題を自治体議員がしっかりとくみ上げて、それぞれの自治体で問題提起をする、条例化をする。いろいろな質疑を通じて実現していく。中央も地方も同様に考えていて、まずは中央に

外交・安全保障を二人でやっていますから、日米安保は堅持しながら現実的な外交政策を進めて行くというのは、当然だと考えています。同時に専守防衛は守る、非核三原則も守るという中で外交政策を、ホームページ上には掲載して

新しい政党のありかたへチャレンジ

草の根からの政治を模索

代表が官房長官、私が官房副長官として

政党としての立憲民主党のあり方や、草の根からの政治については、いろいろチャレンジしているつもりです。

まず「つながる本部」というものを作ります。綱領にも書きました。たとえばLGBT、待機児童、SDGs（持続可能な開発目標：2015年国連で採択された2030年までの国際目標）、あるいは再生可能エネルギー、環境、温暖化、脱原発、農業政策など、日本中であらゆる問題にコミットしているNGOや専門家がいます。その人たちとつながることによ

って、時には立法化したり、時には国会の質疑で問題提起したり、あるいは実際の現場を見て政策に落とし込む。いろいろやれることがありますから、そのことを受け止められるように「つながる本部」を作り

ました。これは将来的には、地方にも広がってきたいと思えます。地方の「つながる本部」で、それぞれ現場でがんばっている方々の問題提起や政策課題を自治体議員がしっかりとくみ上げて、それぞれの自治体で問題提起をする、条例化をする。いろいろな質疑を通じて実現していく。中央も地方も同様に考えていて、まずは中央に

議員も一人もいないところで、「立憲」と比例に書いて下さった方がたくさんいらっしゃいます。

そういうところで、今までと同じようなやり方・県連があって、総支部があって、地方自治体議員がいて、それぞれが

議員、サポーターの願いをする。ができるわけがありません。でも県連すらないところで「立憲」と書いてくれた方を、ほつたらかしにはできません。

その人たちは立憲民主党にどうコミットしたいのか、正直言ってわかりません。多分いろんな人がいるはず。議員として関わりたい人、NGOの員として

「原発ゼロ基本法タウンミーティング」は全国二十か所、約二千人の方に参加していただいている。いろんな意見をいただき

「立憲フェス2018」は、九月三十日に初めてパートナーを呼んで行う党大会です。今までの政党の大会とは違った形でやろうと思っていて、NGOにベースで参加していただいたり、パートナーに

われわれは、今までの政党のあり方を変えるチャレンジをしたいと思っています。そうでなければ、われわれの命を救っていただいた有権者のみなさんに恩返

9面から続く

しができないと思うからです。何回も言っていますが、当時は希望の党から選挙区を追われ、「対抗馬を立てる」と言われ、「選挙区を移れ」と言われた方々が、われわれに集っていただき。そういう状況の中で、国民に救っていただいた。国民に救っていただきたい。限りは、何とかそこに応えるチャレンジを、新しい政党のあり方として模索していきたい。このなかで、「安易な合従連衡はしない」「政策理念の共有」が重要だということを、われわれの中では共有しています。

憲政史上最悪の国会

安倍政権とどう対峙していくか

さてこの通常国会は「前代未聞の異常な国会」になりました。森友問題では、何と公文書の改竄という信じられない事実が明らかになりました。少し整理しますと、国有地売却の関連文書、龍池さんのやり取りは、当初は「廃棄」と言っていた。ところが追及されて提出した決済文書は、なんと改竄されていた。交渉記録も出してきました。

二つ目、加計問題では政治家の関与を問わせるメモは、最初は怪文書扱いでした。追及されて、文科省が作成したものと認めました。加計学園関係者との面会は「記憶がない」という話だったのが、結局面会を認めました。

そして南スーダンとイラクの日報は、南スーダンは廃棄したといっていたのが実は存在していました。イラク派遣の日報は「不存在」と言われたのが、一年間隠していたことが明らかになりました。

働き方改革関連法案のうちの裁量労働制は、データの原票がなくなっと言われていた。四百か所以上の異常値があったやつですね。それが何と、原票は倉庫に三十二箱、段ボールで置いてありまし

や政策をさらにブラッシュアップして、それぞれの地域の基盤整備をする中で、もう一回新しい政党としてチャレンジしたいと考えています。「安易な合従連衡」はしませんが、国会での共闘、協力は当たり前です。辻元国対委員長には、国会での野党共闘について本当に汗をかいていたいただきました。また来年の参議院選挙に向けては、安倍政権に対峙するために一人区では野党で協力を。複数区では、それぞれ党が独自性を持って擁立していく。比例代表もそれぞれの特徴で戦っていく。こういう当たり前の原則でやっていきたいと考えています。

何が言いたいかというと、「そんなすくばるようなことを、なぜ国会で言うんや」ということです。これは大問題だと思えます。最近の安倍内閣の答弁パターンは決まっています。「調査中」「捜査中」で逃げます。「記憶の限り……しません」「記憶にございません」。これなら虚偽答弁にもならないし、証人喚問されても偽証罪にならないというなら、全員そう言うようになりませぬ。「私は指示していません」と言いますが、「指示していませんか」とは関係ない、付度なんですから。

また証人・参考人招致については「国会がお決めいただくこと」と言いますが、官邸に確認しないでできるわけじゃないですか。「丁寧な説明をする」とか「臆を出し切る」とか「再発防止」というのもまったく有名無実化される。改竄、虚偽答弁、廃棄、隠蔽しておいて、証拠が出てからの強弁を繰り返すだけだから、一年経っても国民はスッキリしない。

働き方改革関連法案は、裁量労働制で働くほうが労働時間が短くなることであ

る、という調査報告書の誤りを認めて、今までの答弁を撤回し、裁量労働制を分離したのですが、裁量労働制よりもっとスーパーな裁量労働制の高プロ(高度プロフェッショナル制度)を、過労死遺族との面会も拒否して通しました。また、十人くらいしかヒアリングをしなくて、この高プロを出してきたことが明らかになりました。法案の必要性を示す立法事実がないことが明らかで、こんないい加減なやりかたで、国民の労働時間、命や生活にかかわる法律を出していいのか。カジノ法案は、最終局面で会期を延長して通しました。

今回の西日本豪雨の時に、自民党と安倍総理が酒宴をしていた(7月5日)ことは案内のとおりです。それにも増して重要なのは、われわれ野党から政治休戦を申し入れようと、月曜日(7月9日)の午前中に野党幹事長会談を開いて官邸に申し入れたのに、なんと次の日に与党は委員会でカジノ法案の審議を強行しました。担当大臣は国交大臣です。災害復旧を陣頭指揮すべき国交大臣を、カジノ法案のために国会に張り付けて審議を強行した。これは、人道的に許せないと思いました。ましてや賭博ですよ。

日本では刑法で賭博は禁止されています。公営ギャンブルは、それでも違法性を阻却している理由があるのですが、今回の民間のカジノ、ギャンブルについては、刑法賭博罪の違法性の阻却理由は全く明確ではありません。私は立法府の間として、こんないい加減なものな許せないと思っています。

また「依存症対策をしている」と言いますが、依存症対策をしてまで通す必要があるんですか。こんな法案を、あの西日本の豪雨災害対策の最中に強行に通過することは、禍根を残すと思えます。

今日話ですから、党利党略もはなはだしい。選挙制度という民主主義の土俵づくりを、こんな勝手にやられたのではたまりません。これは来年の参議院で必ず、もう一度争点になると思っています。

今日は触れませんが、北朝鮮問題でも「外交の安倍」が怪しくなってきましたし、アベノミクスも日銀が白旗を掲げ始めています。そんななかで来年の参議院選挙や統一地方選挙を迎えるわけです。われわれの理念、政策をよりブラッシュアップすること、参議院の候補者をしっかりと立てること(一人区は共闘、複数区は立てる、比例はしっかりと戦う)、そのためにがんばっているところです。

統一地方選挙は、まさにボトムアップ

立憲民主主義の多様な主体分解

そこでの関係性のつくり方とは

この間ずっと言っているように、消費者民主主義は安倍政治に親和性があるわけですが。もっとはっきり言うと、ファッションに親和性がある。映画「ゲッベルズ」と私を見たりすると、そう感じます。

今日、福山さんが言ったように「多様性、包摂性、持続可能性」は立憲民主主義の価値に関わる、重要なキーワードです。安倍政治にはありませんね。「こういうことを政界の綱領に入れたのは、われわれが初めてなんです」と。

そうなる立憲民主主義を深めたり、広めようとするとき、安倍政治を批判している側、人格的に多様性や包摂性、寛容性があるのが問われることになる。「もう少し社会的に考えてみよう」とか、「財政も含めて持続可能性を考えよう」と言っている人に、それにふさわしい生きかたや人間関係の裏打ちがあるのか、それとも形式的な「正論」や、相手を論破するためのだけに言っているのか。そういうことが問われる。その段階

の政治を草の根からやるための最初の戦い。自治体議員ネットワークもできているので、そこに地方自治体選挙の政策の提案をお願いしています。統一地方選挙に向けて、しっかりと候補者を出していくこと、いい政策を提示すること、そしてこの統一地方選挙と参議院選挙の結果が比例にもつながらるように、全体を構造的に戦う準備をしたいと思います。

立憲民主党が政権を担い、もしは野党第一党として恥すかしくないような立ち位置でやりたいと思います。同時にさきほどから申し上げているような新しい政党のあり方にもチャレンジしていきたいと思っています。

ここから立憲民主主義の旗が立った。これをどう広げていくかという段階での、越えるべきハードルが見えてきたというところもあります。

消費者民主主義を通りながらも、ややく、そこから立憲民主主義の旗が立った。これをどう広げていくかという段階での、越えるべきハードルが見えてきたというところもあります。

これもずっと言っていますが、丸の内サラリーマン企業のガバナンスやマネジメントでは、「地域を経営すること」はできません。丸の内は、「コストを言って簡単に人を切ることでもできますが、地域ではそうはいかない。丸の内のように(体や家庭を壊してでも)「仕事に人を合わせる」のではありません。「人に仕事を合わせる」ことが必要なんです。戦力にはならない人でも、その「十年一日」のような持続性のなかで、何かを学んでいくようにする。そのためにはノルマも

必要です。世のため人のため、社会的な活動は、道徳や修養だけではできません。だから「言われたからやったまで」では、十年ぶらさがっても何も学ばせません。

そういう「違い」が見えると、「気づき」も出てくる。消費者民主主義のなかにも、安倍政治を見て、あそこまでのどいのはちょっと、でも安倍打倒というのちよっと違う……というの、でてくるわけです。立憲民主主義の側の主体性も、多様になってくる。だからまずはパートナーとして、それぞれの自主性、主体性を発揮してもらおう、あるいはそのための場をつくらう、ということになるわけですね。

立憲民主主義に関わる社会性、主体性が立体的・重層的になってきている。それをうまくプラスゲームにまわせるようなガバナンス能力が、支部長とか地方議員に求められるということなんです。そういう人材が少数だけど準備されている、というわけではありません。立憲民主主義の理念や綱領を枝野さんと福山さんに匹敵するくらい理解し、体現している支部長が何十人も準備できています。ということを出発しているわけではない。ですから、「準備できていない」と「くじ」正しく「指摘したとしても、それは立憲民主主義を深めることにはなりません。それぞれの小さな気づきから、ゆっくり、いそいそで広げていく、その関係性を前に向かって回していく、その経験や教訓を共有し蓄積することが必要だ」ということです。

8月6日。タイトル、小見出しとも文責は編集部。討議の部分は割愛しました。